

◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

令和7年7月20日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、候補者から手話通訳を付して政見を録画するよう申込があったときに手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

令和7年6月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

日本放送協会新潟放送局

株式会社新潟放送

株式会社NST新潟総合テレビ

株式会社新潟テレビ二十一